

公法判例研究

九州公法判例研究会

<https://doi.org/10.15017/1865>

出版情報：法政研究. 53 (2), pp.157-169, 1987-01-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

判例研究

「裁判の公開及びアクセス権」に
関するアメリカ憲法判例

九州公法判例研究会

裁判の公開原則は、いうまでもなく、近代的な裁判制度における基本的な原則の一つである。この原則は、アメリカ合衆国憲法の修正第六条により、裁判の公正を保ち、裁判に対する国民の信頼を高めるために必要であると考えられている。又、公衆と報道機関の裁判に対するアクセス権にとっても裁判の公開は重要である。最近、アメリカ合衆国連邦最高裁判所はこの原則及びアクセス権につき、いくつかの判決を下しており、従来の考え方と若干異なる意見を述べている。

即ち、一九七九年の *Gannett Co. v. DePasquale* 事件⁽¹⁾に於て、連邦最高裁判所は、刑事裁判の公開を求める憲法上の権利(修正第六条)は、もっぱら被告人に属し、公衆は、修正第六条及び修正第一四条に基づいて、刑事裁判を傍聴する権利を有しない、と判示した。そして、これが pretrial に限らず裁判を含む刑事手続全般に妥当すると解した。同判決は、修正第一条に関する主張に対する判断を避けたこと、及び各裁判官の見

解が区々に分かれていたことにより、大きな混乱と論議を引き起こした。

しかし、これらの混乱と論争は、翌年の *Richmond Newspapers, Inc. v. Commonwealth of Virginia* 判決⁽²⁾によって一部解決された。即ち、連邦最高裁判所は公衆と報道機関は修正第一条及び修正第一四条に基づいて刑事裁判を傍聴する憲法上の権利がある、と判示した。そして、その後、連邦最高裁判所はその権利が刑事裁判の審理だけでなく、陪審員を選任する Voir Dire Proceeding まで及ぶ、と判示している⁽³⁾。しかも、同じ年に同裁判所は修正第六条に関し、pretrial proceeding (suppression hearing) の非公開については非公開を求める側が審理非公開による利益が公開による利益に対して overriding であることを明らかにしなければならぬ、と判示⁽⁴⁾。Press-Enterprise テストを先例とした⁽⁴⁾。本研究では、右のような判例変更を *Richmond* 事件以下の三判決を検討することによって明らかにする。

一 判例の紹介

1. *Richmond Newspapers, Inc. v. Commonwealth of Virginia*, 448 U.S. 555 (1980).

〔事実の概要〕

Richmond 事件は、ヴァージニア州 Hanover County で発

生じたホテル経営者殺害事件に関するものである。控訴審であるヴァージニア州最高裁判所は、第一審の有罪判決で使われた唯一の物的証拠が違法に収集されたものと判断し、これを理由に原判決を破棄、差し戻した⁽⁵⁾。ところで、差し戻し審における冒頭に、被告人側 (Stevenson) は、「誰が何を証言したかを (陪審員が) 評価するにあたり、いかなる情報の公開も望ましくない」という理由から、審理非公開の申し立てを行った。檢察側も本件の上告人である二名の新聞記者を含む傍聴人もこれに異議を申し立てず、事実審裁判官は審理非公開を命じた。翌日になって *Richmond Newspapers, Inc.* と二名の新聞記者はこの非公開命令に異議を申し立てた。しかし、審理の方はそのまま非公開に行われ、被告人は無罪とされた。その上で裁判官は本件上告人に対し認めていた *munus pro tunc*⁽⁶⁾ 訴訟参加に関する審理を行い、上告人の申し立てを棄却した。そこで本件上告人は連邦最高裁判所に *certiorari* の請求をし、同裁判所がこれを受理したのである。

〔判旨〕

連邦最高裁判所は、七対一 (パウエル裁判官不参加) の多数意見 (plurality opinion) で、ヴァージニア州最高裁判所判決を覆した。

〈バーガー長官の多数意見 (ホワイト、ステイヴンス裁判官同意、なお両裁判官に補足意見があるが省略する)〉

バーガー長官は、修正第一条及び修正第一四条は公衆と報道機関が刑事裁判を傍聴する権利を保障し、そして、「overriding (優越的な) 利益の為のものであるということが証明されない場合」には、審理を公開にしなければならない、と判示し⁽⁷⁾。この判断につき四つの理由が述べられた。

(1) 刑事裁判における審理公開の推定はモン・ローの伝統の一部なのであり、この推定によって、審理が全ての利害関係者に対し公正に行われ、偽証 (perjury)、訴訟関係者の非行 (misconduct)、偏頗 (partiality) に基づく判決が防止されてきた。更に、刑事裁判所制度が有効に作用する為には、裁判が正義を具現するものであることが要請される。この正義の具現は裁判過程を人々が観察することを認めることによって最もよく行われる。公衆の傍聴によって、刑事裁判で行われる事柄は、その本来あるべき形式、及びその内実を備えるわけである。このことは、マスメディアの発達した現代社会においても同様で、ただこの場合には報道機関がいわゆる公衆の代理人としての役割を担うことを忘れてはならない⁽⁸⁾。

(2) 刑事裁判の公開に対する公衆の権利を基礎づける明文規定が憲法にはどこにもないが、その憲法上の根拠は、先ず修正第一条の言論・出版の自由のコロラリーとして導き出される「統治の作用に関する事項のコミュニケーションの自由」に求められる⁽⁹⁾。刑事裁判がどの様に行われるかは、他の統治作用に比べて、国民にとってより関心のある重要な事項であると思わ

れているし、又、修正第一条上の権利は「思想と情報を取得する」ために様々な脈絡で援用される。こうして言論・出版の自由の保障によって政府は、修正第一条採択の時点において、それ以前からずっと公衆に公開されてきた法廷を然るべき手続を経ることなく非公開とすることを、禁じられたのである。⁽¹¹⁾

(3) 権利は、憲法がその明文規定によって保障することがなくとも、憲法の明文規定によって定義される他の権利の享受到に欠かせぬものとして憲法的保障の対象となる。刑事裁判を傍聴する権利もまた、修正第一条の個別の保障から導き出される基本権なのである。⁽¹²⁾ つまり、人々が長年にわたり行使してきたこの権利がなければ、言論・出版の自由の重要な部分が損なわれてしまうがゆえに、この権利は憲法上保障されるのである。

(4) 本件の裁判官の非公開命令については、(ア)非公開の支持に必要な事実認定を全く行っておらず、⁽¹³⁾ (イ)審理の公正さを担保するという必要に⁽¹⁴⁾ 応える代替手段 (alternatives) の存否を検討することもなく、⁽¹⁴⁾ (ウ)公衆又は報道機関が刑事裁判を傍聴する憲法上の権利を全く認めようとしていない。⁽¹⁵⁾ 以上の四点により、当該刑事裁判は公開されなければならず、原判決は破棄される。

△ブレナン裁判官の多数意見、マーシャル裁判官同意▽

Cannett 事件では、刑事裁判の公開を求める憲法上の権利(修正第六条においての)はもっぱら被告人に属する、と判示

されたので、本件では、修正第一条及び修正第一四条が刑事裁判へのアクセス権を公衆に保障するか否かが争点となる。⁽¹⁶⁾

修正第一条は、表現の自由、思想・情報の交換の自由にとどまらず、アメリカという国の共和政体を保障し、発展させる structural role (構造的役割) を担う。⁽¹⁷⁾ このような structural role から価値のある公的討論 (public debate) は公衆に知らされなければならないという命題が導き出される。⁽¹⁸⁾ この structural モデルのアプローチによって、修正第一条と民主政の存続に不可欠のコミュニケーションの過程が結びつけられて、コミュニケーションに欠かせぬ条件の保障が要請される。⁽¹⁹⁾ この structural モデルのアプローチを審理一般の公開に適用すべきであることは、次の二つの点からわかる。

(1) 裁判の公開がコモン・ローに基礎をおき、かつ陪審裁判の歴史的発展と密接に関連することはいうまでもない。歴史的に、裁判への公衆のアクセスは、司法権の濫用を世論というフォーラムにおいて効果的に抑制してきた。⁽²⁰⁾ それはアメリカの統治構造における抑制と均衡の一つとして機能するのである。

(2) 裁判の公開は刑事被告人に対し有罪か否かについての公正で正確な裁判を担保する上で重要な役割を果たすとともに、裁判の執行に対する公衆の信頼の確保にも欠かせない。⁽²¹⁾ しかし、見のがせないのは、司法制度、更には統治構造全体との関連で裁判の公開が果たす役割である。⁽²²⁾ 裁判官は法の形成者として社会に影響を及ぼす。更に、裁判所は、憲法上の権利を解釈

して適用する役割を担う、一連の政策形成過程の第一段階を構成する。つまり、真の統治過程を構成するわけである。⁽²³⁾ こうして裁判は公的な関心事となり、裁判の公開が要請されるとともに、公開による抑制と均衡が求められる。従って、本件では、修正第一条及び修正第一四条が刑事裁判へのアクセス権を公衆に保障する。

原判決破棄。

△スチュアート、ブラックマン裁判官の多数意見は省略する▽

△レーンキスト裁判官の反対意見▽

州レベルの裁判制度のあり方は原則として州が決定すべきである。最高裁の介入は憲法上の明文規定に基づき、認められる。本件においてヴァージニア州の裁判制度の下で裁判官の行ったことを禁ずるものとして解釈できる憲法上の規定が見当たらない限り、私は多数意見に反対する。⁽²⁴⁾

2. *Press-Enterprise Co. v. Superior Ct. of Calif.,*

Riverside, 52 LW 4113; 464 U.S. 501 (1984).

〔事実の概要〕

この判決は、カリフォルニア州 Riverside County で発生した強姦裁判の *Voir Dire proceeding* (陪審員予備尋問⁽²⁵⁾ 手続) に関するものである。この手続きに先立って、本件の上告人の *Press Enterprise Co.* は、これを公衆と報道機関に公

開することを求めた。⁽²⁶⁾ 検察側は、報道機関の出席によって、公正な裁判を保障する為の陪審員の率直な(又は公平な)応答が損なわれる、という理由で非公開を要求した。担当裁判官もこれに賛成した。そこで裁判官は *Voir Dire proceeding* に費された六週間のうち三日以外を非公開とし、更に、速記録の公開をも拒否した。

Press-Enterprise Co. は *Voir Dire proceeding* の非公開命令の取り消し、及びその速記録の公開を求めてカリフォルニア州の *Court of Appeal* に控訴した。*Court of Appeal* はこれを棄却し、カリフォルニア州の最高裁判所は本件の上告人の訴えを *hearing* すら与えることなく棄却した。そこで上告人は連邦最高裁に *certiorari* の請求をし、同裁判所がこれを受理したのである。

〔判旨〕

最高裁は、九対〇の法廷意見で、カリフォルニア州 *Court of Appeal* の判決を棄却し、差し戻した。

△バーガー長官の法廷意見(ブレナン、ホワイト、ブラックマン、パウエル、ステイヴンス、オコンネル裁判官同意、なおブラックマン、ステイヴンス、パウエル裁判官補足意見があるが省略する)▽

第一に、「刑事裁判における *open public proceeding* の保障は *Voir Dire proceeding* に及ぶ⁽²⁷⁾」。これについて二つの理

由を挙げている。一つの理由は、陪審員の選任過程自体は非常に重要な過程であって、いままでもなく、訴訟関係者及び刑事裁判制度にも重要な役割を果たしている、ということである。

歴史的に見れば、「陪審員の選任過程は（例外を除いて）公開の手續（public process）であるという推定で今まで至ってきた⁽²⁸⁾」。この陪審員の選任過程の公開性の推定は、イギリスからそのままアメリカ植民地に持ち込まれたものといわれている。

二つ目の理由は、公開性は刑事裁判が公正に行われていることを示し、刑事裁判制度に対する国民の信頼を確保すること、及びこの制度が有効に作用するためにも重要である。⁽²⁹⁾ 非公開の proceeding は絶対に行われないことはないが、「overriding な利益の為のものであるということが証明されない」限り、しかも、「その手續がその目的に厳密に符合していなければ」、*Voir Dire proceeding* の非公開は認められない。⁽³⁰⁾

第二に、この判決では公開性の推定を覆していない。つまり、*Voir Dire* の公開が被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害すること、或いは陪審員のプライバシーの権利を侵害すること等についての事実認定を行っていない。そして、手續の非公開に対する適切な理由があるとしても、その担当裁判官の速記録の非公開命令については、陪審員の利益を保護する代替手段の存否を検討しなければならぬが、これも行われていない。⁽³¹⁾ 原判決を破棄し、*California Court of Appeal* に差し戻す。

〈マーシャル裁判官の補足意見は省略する〉

3. *Guy Waller v. Georgia; Clarence Cole v. Georgia*,
52 LW 4618; 467 U.S. 39 (1984).

〔事実の概要〕

この判決は、盗聴に用いた録音テープの証拠能力に関する pretrial hearing (suppression hearing) を非公開としうるか否かに関するものである。ジョージア州警察は、一九八一年の後半にわたって（六ヶ月間）幾つかの電話を盗聴し、その結果、三七人が株賭博にからんでいたことを明らかにした。そこで翌年の一月に、警察は本件の上告人の他三五人を、ジョージア州の *Georgia Racketeer Influenced and Corrupt Organizations (RICO) Act* 及び賭博を禁ずる別の制定法への違反を理由に逮捕し、起訴した。⁽³²⁾

本件の上告人は裁判の前に、証拠（盗聴による証拠も含む）は違法な捜査によって収集されたものであったと主張し、この証拠の提出禁止の申し立てを担当裁判官に行った。これに対し、検察側は、pretrial hearing を公開すれば、第三者の情報が公表されることになり、又、今後の捜査に支障をきたすとして非公開の請求をした。⁽³³⁾ 被告側は公開を主張したが、州裁判所は検察側の主張を認めたのである。ところが、七日間にわたる非公開 hearing のうち、実際に当該テープの審理にあてられた時間はわずか二時間半にすぎなかった。⁽³⁴⁾ 本件の上告人は、その

後、RICO ACT については無罪、賭博に関する制定法違反で有罪となり、ジョージア州最高裁はその控訴を棄却した。これに対して連邦最高裁は原判決を破棄し、差し戻した。⁽³⁵⁾

〔判旨〕

△パウエル裁判官の法廷意見——法廷意見全員一致で、原判決を破棄し、州裁判所に差し戻す▽

この判決の最高裁での争点は三つあり、第一は、被告人の修正第六条に基づく権利は、pretrial 段階での hearing まで及ぶか否かの問題である。第二は、これに及ぶとすれば、本件において同権利の侵害があったのかどうかの問題である。第三は、侵害があるとすればいかなる救済が発生するののかの問題である。

最高裁は、争点一につき積極的に解し、Press-Enterprise 判決と同様、⁽³⁶⁾ (イ)非公開を求める側が、テープを公開した場合にもたらされる損失は非公開とした場合よりも overriding であることを明らかにし、⁽³⁷⁾ (ロ)非公開措置が、(イ)の目的と厳密に符合し、⁽³⁸⁾ (ハ)担当裁判官が代替策を十分検討し、⁽³⁹⁾ (ニ)上級裁判所が審査する際、容易なように十分な認定をしておくこと等の条件を列挙した。⁽⁴⁰⁾

争点二については、本件テープの公開につき、どの部分が誰のどのような利益を害するのかが明らかにされていないばかりか、代替策についての検討にも欠けるとして、権利侵害を肯定

した。⁽⁴¹⁾

争点三の救済については、上告人(被告人)は new trial を、連邦司法省の amicus curiae (法廷助言者)は new suppression hearing を提唱していた。⁽⁴²⁾ 最高裁は救済と侵害行為との内的連関性を重視し、司法省の示唆に従い、new suppression hearing により、テープのどの部分を非公開としてよいのかを検討するよう州裁判所に差し戻した。⁽⁴³⁾

二 判例の検討

△公開裁判の権利——その歴史的背景▽

公開の裁判 (public trial) はどういうものなのか。歴史的に見ると、公開 (public) という言葉はイギリスの Sir Matthew Hale とか Blackstone たちが (一七世紀に) 人民の権利自由について論じた議論のなかで初めて紹介されたものである、といわれている。⁽⁴⁴⁾ しかし、彼らはその「公開性」について、どのようなものを意味しているのか、及び何を確保するのかに関しては具体的には述べていない。ただ、公開の裁判というのは公衆の誰でもが傍聴できるものである、と説明している。従って、公衆は裁判に関する情報を受けることが常にできたので、その情報を欠くことはなかった、と思われていた。⁽⁴⁵⁾

アメリカでは、公開の裁判はイギリス以来のコモン・ローに基礎をおいたものであり、刑事裁判の重要な特徴となってい

る。権利章典の制定に際してマジソンによって提案された第一次草案には、被告人に関する権利保障として裁判の公開を求める権利も含まれており、これが修正第六条の一部になったことが知られている。⁽⁴⁶⁾ マジソンや当時の憲法起草者たちによると、裁判の公開の意義は次の三つに求められる。第一に、司法権濫用の抑制、⁽⁴⁷⁾ 第二に、偽証の防止、⁽⁴⁸⁾ 第三に、司法過程への信頼を高めること。⁽⁴⁹⁾ このように、歴史的に見れば、公開の裁判は当然なことと思われ、争いはなかった。⁽⁵⁰⁾

△公開裁判理論について▽

アメリカの州レベルでは、裁判の公開は大部分において認められているが、ただ公開裁判 (public trial) というものの意味については論争がある。この点について、州の見解は大きく二つのグループに分けることができる。一つのグループは、public trial とは “a trial that is not secret”⁽⁵¹⁾ であるとしている。もう一つのグループは “a trial that the public is free to attend”⁽⁵²⁾ である、という立場をとっている。即ち、前者のアプローチをとる州においては、傍聴が弁護士その他被告人の親戚及び友人に限られているにもかかわらず、公開の裁判であると解されているのに対し、後者のアプローチをとる州では、傍聴人の範囲のいかなる限定も、公開の要請に反すると考えられているのである。

どのアプローチを適用するにせよ、公開の裁判には一般に認

められている次のような制約がある。第一に、全ての裁判所は公衆の傍聴を制限することができる (例えば、傍聴席が限られている場合)⁽⁵³⁾。第二に、非行を犯し、或いは法廷秩序を害する可能性がある傍聴人を、裁判所は排除することができる。⁽⁵⁴⁾ 第三に、特定の傍聴人 (例えば、報道機関) が法廷外の活動によって被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害している場合には、裁判所はこの傍聴人を排除することができる。⁽⁵⁵⁾ 第四に、裁判所は、ある証人の証言に際して、一般公衆を一時的に排除することができる。⁽⁵⁶⁾ そして、最後に、特定の証拠がわいせつなものであると予想できれば、裁判の非公開命令をだすことができる。⁽⁵⁷⁾

△刑事裁判への公衆のアクセス権について▽

連邦最高裁判所は、刑事裁判への公衆のアクセス権の根拠は次の三つの点に求めることができる、とする。第一の根拠は、*Richmond* 判決でバーガー長官の多数意見において述べられたものであり、即ち、コモン・ローの伝統における裁判の審理公開の推定 (presumption of open trials) のことである。⁽⁵⁸⁾ 第二の根拠は、同判決でブレナン裁判官の多数意見において述べられたものであり、それは、憲法の構造的考察 (structural constitutional consideration)⁽⁵⁹⁾ である。そして、第三の根拠は、様々な判決で述べられている公開性の政策的根拠 (Policy grounds for openness) のことである。

第三の根拠は四つの点に基づく。第一に、公衆の監視 (public

scrutiny)は司法権濫用を防止する。公衆に対する公開は、被告人に対する公正な裁判、即ち、有罪か無罪かの判断を正確に行うことを保障する基本的な役割を果たしている。⁽⁶⁹⁾この公衆の監視は、又、検察側及び警察の違法な捜査を防止する。⁽⁶⁹⁾第二に、刑事裁判の公開は、訴訟関係者の良心的な行動を確保し、特に証人の証言の質を改善することができる。⁽⁶²⁾第三に、公開性は裁判制度に対する公衆の信頼を高め、公正な裁判が現実に行われていることを示す。⁽⁶²⁾第四に、公開の刑事裁判は、一種の社会鎮静効果を持つ。⁽⁶⁴⁾即ち、社会にとって衝撃的な犯罪が発生した場合に、裁判を公開して行うことは、公衆の不安を和らげると思われる。

公衆のアクセス権に対して一般に認められている制約がある。簡単に説明するならば、第一に、歴史的、伝統的に公衆がアクセス権を有しない場合、⁽⁶⁵⁾即ち、bench conference⁽⁶⁵⁾、裁判官とクラーク達との討論等⁽⁶⁶⁾は普通非公開と見なされている。そして、第二に、public policy⁽⁶⁷⁾に関する制約がある。典型的な例としては、国家の安全に関する問題⁽⁶⁷⁾や、州又は個人のプライバシーに関する問題等⁽⁶⁸⁾が考えられる。

△公開裁判とアクセス権との関係▽

一九七九年の *Gannett* 事件以前は、公衆が裁判を傍聴する権利を有しているか否かについて、直接言及した最高裁判所の判決は存在しなかった。*Gannett* 事件では、合衆国憲法の修正

第六条の保障する公開の裁判を求める権利は、もっぱら刑事裁判の被告人に属する⁽⁶⁹⁾、と判示されたが、しかし、被告人以外が有する裁判へのアクセス権については何も述べられていない。これに対して、翌年の *Richmond* 事件では、公衆や報道機関

は、合衆国憲法の修正第一条に基づいて刑事裁判へのアクセス権を保障される、と判示された。このような解釈に対して、修正第一条は公開裁判を直接要求しているわけではないという反論もあるが、個人の言論及び出版の自由は、公衆が必要とするコミュニケーションの自由をも含み、裁判の公開もその一環として保障されると連邦最高裁は解したのである。結局、以上の判例によれば、修正第六条は刑事被告人に対して公開裁判を保障し、修正第一条は公衆(報道機関)に対して刑事裁判へのアクセス権を保障していることになる。一九八四年の *Press-Enterprise* 事件⁽⁷⁰⁾ *Waller* 事件⁽⁷¹⁾は、更に、以上の裁判公開原則の pretrial proceeding⁽⁷²⁾への拡張が肯定された。

△州利益の尊重の必要性▽

以上の考察でわかるように公開裁判及び公衆のアクセス権は、合理的な制約に反しない限り、公正な裁判が現実に行われていることを示すために、不可欠なものである。しかし、連邦と州の裁判管轄の点から見れば、少なくとも *Richmond* 事件判決については疑問があると考えられる。なぜならば、公開裁判がいかに重要なものであるとはいえ、その意味や範囲は州レ

ベルで決めるものである。いうまでもなく、各州にはその州の個性があり、各州の立法府は州の個性にあわせて法を制定し、これを連邦最高裁は尊重しなければならない。アメリカ合衆国には五十の州裁判制度及び一つの連邦裁判制度があり、連邦最高裁は州の最高裁の判断が合衆国憲法に違反した場合のみ、その判断を覆すことができる。換言すれば、レーンキスト裁判官が述べたように、「州レベルの裁判制度のあり方は原則として、州が決定すべきである」⁽²⁾。

このように、州利益の尊重の必要性を加えて考えるならば、最初に紹介した *Richmond* 事件では、連邦最高裁は誤った判断をしたと解することが出来る。

- (1) 443 U.S. 368 (1979), 99 S. Ct. 2898.
- (2) 448 U.S. 555 (1980), 100 S. Ct. 2814. *Richmond* 事件については『シナリスト』七六九号、一二二頁、一九八二年を参照。
- (3) *Press-Enterprise Co. v. Superior Ct. of Calif., Riverside*, 464 U.S. 501 (1984).
- (4) *Guy Waller v. Georgia; Cole v. Georgia*, 467 U.S. 39 (1984).
- (5) *Stevenson v. Commonwealth*, 237 S. E. 2d. 779 (1977).
- (6) 〈適及的〉「その時の代わりに現在」の意。「その時」
- (7) 448 U.S. 581.
- (8) *Ibid.* at 567. 例として *Jenks, E., The Book of English Law* 73-74 (6th ed. 1967) は次のことを述べている。
 “[O]ne of the most conspicuous features of English justice, that all judicial trials are held in open court, to which the public have free access, ... appears to have been the rule in England from time immemorial.” 右の *Gannett* 事件の法廷意見及び反対意見のいずれも審理公開の推定はロッキン・ローの伝統の一部であること述べている。443 U.S. 368, 384, 423.
- (9) *Ibid.* at 570-73.
- (10) *Ibid.* at 575. “... freedom of communication matters relating to the functioning of government...”
- (11) *Ibid.* at 576.
- (12) *Ibid.* at 579. 例として *NAACP v. Alabama*, 357 U.S. 449 (1958) (結社の自由); *Griswold v. Connecticut*,

とは本来手続をせねばならなかった日時で、日附を過去に遡らせる意。訴訟手続や登記などの効力が、過去の一定の時まで遡及せしめられる時に用いられる語。例えば、宣誓供述書 (affidavit) の欠陥を、裁判所の許可を得て、*vinc pro tunc* に訂正するといふ。(高柳／末延編『英米法辞典』三二九頁。

- 381 U.S. 479 (1965) and *Stanley v. Georgia*, 394 U.S. 557 (1969) (プライバシーの権利) ; *Estelle v. Williams*, 425 U.S. 501 (1976) and *Taylor v. Kentucky*, 436 U.S. 478 (1978) (presumption of innocence 無実の推定) ; *In re Winship*, 397 U.S. 358 (1970) (standard of proof beyond a reasonable doubt 合理的の疑いを越える証明の(程度の)基準) ; *United States v. Guest*, 383 U.S. 745 (1966) and *Shapiro v. Thompson*, 394 U.S. 618, 630 (1969) (right to interstate travel 旅行の自由) 等々参照。
- (13) *Ibid.* at 580.
- (14) *Ibid.* at 581.
- (15) *Ibid.*
- (16) *Ibid.* at 585.
- (17) *Ibid.* at 587. 例として *United States v. Carolene Products Co.*, 304 U.S. 144, 152-3 (1938) ; *Stromberg v. California*, 283 U.S. 359, 369 (1931) ; Ely, J., *Democracy and Distrust* (Harvard Univ. Press, 1980), pp. 93-4; Emerson, T., *The System of Freedom of Expression* (Random House Publishing, 1970), p. 7, 等々参照。
- (18) *New York Times v. Sullivan*, 376 U.S. 254, 270 参照。
- (19) この情報収集の権利の及ぶ範囲は、求められる情報とそれにより侵害される利益の衡量により測定される。この衡量に際して、二つの評価すべき点が考えられる。(1) 審理に同席したり、情報を取得する公衆の権利が永続的かつ重要な伝統の裏付けを得ることができるか否かということ。(2) アクセスが持つ価値は個別的に検討されなければならず、個々の統治過程へのアクセスがその統治過程との関連において持つ重要性。448 U.S. 589 を参照。
- (20) 448 U.S. 596.
- (21) *Ibid.*
- (22) *Ibid.* at 597. *Marbury v. Madison*, 1 Cranch 137, 163 (1803).
- (23) *Ibid.* at 596.
- (24) *Ibid.* at 605-6.
- (25) 陪審員が選ばれた後、事件に利害関係を有する者、偏見を有する者は、除外される。選ばれたものによつて事情があるか否かを調べるため、両当事者の弁護士は、質問をすることができ、それに基づいて理由を示した忌避の申し立てが得られる。
- (26) 464 U.S. 501.
- (27) *Ibid.* at 503.
- (28) *Ibid.* at 505.
- (29) *Ibid.* at 508. *Richmond Newspapers, Inc. v. Virginia*,

- 448 U.S. 569-71, 参照。
- (8) *Ibid.* at 510. “... The presumption of openness may be overcome only by an overriding interest based on findings that closure is essential to preserve higher values and is narrowly tailored to serve that interest.”
- (9) *Ibid.* at 511-12.
- (10) 467 U.S. 41.
- (11) *Ibid.*
- (12) *Ibid.* at 42.
- (13) *Ibid.* at 43.
- (14) 464 U.S. 501 (1984).
- (15) 467 U.S. 45. *Press-Enterprise*, 464 U.S. 501, 510 (1984) 参照。
- (16) 467 U.S. 46. *In re Oliver*, 333 U.S. 257, 270, n. 25 (1948) 参照。
- (17) 467 U.S. 48. *Press-Enterprise*, 464 U.S. 501, 511 参照。
- (18) 467 U.S. 48. *Press-Enterprise*, 464 U.S. 501, 512 参照。
- (19) 467 U.S. 48.
- (20) 467 U.S. 48.
- (21) *Ibid.* at 49.
- (22) *Ibid.* at 50.
- (44) Radin, M., “The Right to a Public Trial” 6 *Temple Law Quarterly* 381, 388 (1932).
- (45) *Ibid.*, p. 382-83, 394.
- (46) 参照第六卷第 4 页 “In all criminal prosecutions, the accused shall enjoy the right to a ... public trial, ...” (“たゞしこの刑事上の訴追に於ては、被告人は、……公開の裁判を……受ける権利を有する。”)
- (47) 先例として次の判例を参照。 *In re Oliver*, 333 U.S. 257, 270 (1948); *People v. Jelke*, 123 N.E. 2d. 769, 771 (New York, 1954); *State v. Schmit*, 139 N.W. 2d. 800, 806-7 (Minnesota, 1966). 又、この点については Bentham, J., *A Treatise on Judicial Evidence* (J. W. Paget, 1825) 卷 4 の 10 頁を参照。
- (48) 先例として次の判例を参照。 *People v. Jelke*, 123 N.E. 2d. 769, 772 (New York, 1954); *State v. Schmit*, 139 N.W. 2d. 888, 807 (Minnesota, 1966). 又、Bentham, J., *op. cit.*, p. 67-68 参照。
- (49) Bentham, J., *op. cit.*, p. 68.
- (50) Radin, M. *op. cit.*, p. 394.
- (51) Note, “The Right to a Public Trial in Criminal Cases” 41 *New York University Law Review* 1138, 1140 (1966). この点については、参照せよ。

- 「狭いアプローチ」を採用していると考えられる。例として、フロリダ州、アリゾナ州、アイダホ州、ルイジアナ州等が挙げられる。
- (25) *Ibid.* at p. 1141. このような説をとるグループは前者より「より広いアプローチ」を採用していると考えられる。例として、ミネソタ州、アラバマ州、カリフォルニア州、ミシガン州等が挙げられる。
- (26) *Myers v. State*, 25 S.E. 252, 260 (1895); *State v. Genese*, 130 Atlantic 642, 646 (1925) 註や参照。
- (27) *Grimmett v. State*, 2 S.W. 631, 633 (1886); *State v. Genese*, 130 Atlantic 642, 646 (1925) 註や参照。
- (28) *Davis v. United States*, 247 Fed. 394, 395 (8th Cir., 1917); *Shepherd v. Maxwell*, 384 U.S. 333 (1966) 註や参照。
- (29) *Grimmett v. State*, 2 S.W. 631 (1886); *State v. Callahan*, 110 N.W. 342 (1907); *Hogan v. State*, 85 S.W. 2d. 931 (1935) 註や参照。
- (30) *State v. Croak*, 118 Southern 703 (1928); *United States v. Koblí*, 172 Fed. 2d. 919, 922 (3rd. Cir., 1949) 註や参照。
- (31) 448 U.S. 567.
- (32) *Ibid.* at 587.
- (33) *In Re Oliver*, 333 U.S. 257, 270 (1948); *Estes v. Texas*, 381 U.S. 538 (1965); *Gannett Co. v. Debasquale*, 443 U.S. 368, 380 (1979); *Richmond Newspapers Inc. v. Virginia*, 448 U.S. 569 (1980); Note, "The Right to Attend Criminal Hearings" 78 *Columbia Law Review* 1308, 1323-24 (1978); Fenner and Koley, "Access to Judicial Proceedings: To *Richmond Newspapers and Beyond*" 16 *Harvard Civil Rights-Civil Liberties Law Review* 415, 428 (1981) 註や参照。
- (34) *Guy Waller v. Georgia*, 467 U.S. 39, 47 (1984) 註。 "The public in general has a strong interest in exposing substantial allegations of police misconduct to the salutary effects of public scrutiny." ④ 467 U.S. 47 (1984) 註。 Fenner and Koley, *op. it.*, p. 428 註や参照。
- (35) *Richmond Newspapers Inc. v. Virginia*, 448 U.S. 569 (1980); *Press-Enterprise Co. v. Superior Ct. of Calif., Riverside*, 464 U.S. 520 (1984); *Guy Waller v. Georgia*, 467 U.S. 46 (1984) 註や参照。
- (36) *Gannett Co. v. Debasquale*, 443 U.S. 429 註。 "The ability of the courts to administer criminal laws depends in no small part on the confidence of the public in judicial remedies, and on respect

for and acquaintance with the processes and deliberations of those courts...”と判つてゐる。

- (64) *Richmond Newspapers Inc. v. Virginia*, 448 U.S. 567-72 (1980); *Press-Enterprise*, 464 U.S. 508-9 (1984) や参照。
- (65) *United States v. Gurney*, 558 F. 2d. 1202, 1210 (5th Cir., 1977) や参照。
- (66) *Ibid.* at 1210-11. この考えには、裁判官と陪審員の間
の文書によるコミュニケーションも含まれる。
- (67) *Richmond Newspapers, Inc. v. Virginia*, 448 U.S. 587 (1980) (ブロンソン裁判官の補足意見); *New York Times Co. v. United States*, 403 U.S. 713, 726-27 (1971) (ブロンソン裁判官の補足意見) 等を参照。
- (68) *Freedom of Information Act*, 5 U.S.C. Section 552 (1976); *Title 5 U.S.C. Section 552 (b)(6)* 等を参照。FOIA とプライバシーについては、阪本昌成『情報公開と表現の自由』成文堂、一九八三年、を参照。
- (69) 換言すれば、裁判官は、due process と公正な手続を保障するために裁判の公開や公衆の刑事裁判へのアクセスを制約することができるということ。
- (70) *Richmond Newspapers Inc. v. Virginia*, 448 U.S. 605-6 (1980) を参照。

(ジョージ・R・ハラダ)